主 文

本件申立を棄却する。

理 由

本件訂正申立の理由は、本件上告を棄却した当小法廷の判決は、憲法三七条一項、七六条三項に違反し、また、判断を遺脱しているので、再度の考案のうえ、これを訂正することを求めるというのである。

しかし、当裁判所は、前記判決の内容に誤りのあることを発見しないので、刑訴 法四一七条一項により、主文のとおり決定する。

この裁判は、裁判官田中二郎の意見があるほか、裁判官全員一致の意見によるものである。

裁判官田中二郎の意見は、次のとおりである。

私は、前記判決中に述べた反対意見のとおり、被告人を有罪とした原審判決は、これを破棄すべきものと考える。

昭和四五年四月二八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	田	中	=	郎
裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	松	本	正	太隹
裁判官	飯	村	義	美
裁判官	関	根	小	郷